

各種規定の電子化および預金規定の改定のお知らせ

2020年2月27日

1. 各種規定の電子化について

SDGsが目指す取組みに賛同し、環境に配慮した取組みである紙使用量の削減のため、当金庫は各種規定の電子化を図ることになりました。本電子化により当金庫ホームページより最新の規定をご確認いただけることから、誠に勝手ながら電子化以降、当金庫窓口および郵送での下記規定（印刷されたもの）の配布を終了させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■2020年4月から電子化する規定一覧

当座勘定規定（一般型、専用約束手形用）	定期積金証書規定
普通預金規定	定期積金通帳規定
総合口座取引規定	財形期日指定定期預金規定
貯蓄預金規定	財形住宅預金規定
納税準備預金規定	財形年金預金規定
通知預金規定	西武振込規定
定期預金証書取引規定集	カード規定
定期預金通帳取引規定集	

*上記以外の規定も順次、電子化いたします。

*印刷されたものを希望される方は、当金庫担当者までお申し付けください。

2. 預金規定の改定について

2020年4月の民法改正を踏まえ、当金庫は各種預金等規定を改定いたします。なお、改定後の新規定は改定前よりお取引いただいておりますお客さまにも適用されます。

■主な改定内容

- (1) 預金金利や手数料について、店頭および当金庫ホームページ等で明示していることを踏まえ金利等の表示方法に係る文言を変更
- (2) 各規定変更時の周知方法について変更
- (3) 定期預金等の期日前解約の取扱の明確化
- (4) 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化

■普通預金規定および定期預金規定*の主な改定部分新旧対照表

*他の各種規定等についても以下内容と同様の改定・追加を行います

(1) 金利等の表示方法に係る文言を変更

●定期預金規定（自動継続期日指定定期預金規定）

改定前	改定後
<p>1. 自動継続 (1) 省略 (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。</p> <p>以下略</p>	<p>1. 自動継続 (1) 省略 (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の<u>方法により表示する</u>利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。</p> <p>以下略</p>

(2) 各規定変更時の周知方法について

●普通預金規定

改定前	改定後
<p>2～15 略 16. (規定の変更等) (1) <u>本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、ホームページ等その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。</u></p> <p>以下略</p>	<p>2～18 略 19. (規定の変更等) (1) <u>本規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p> <p>以下略</p>

(3) 定期預金等の期日前解約の取扱についての明確化

●定期預金共通規定

改定前	改定後
<p>1. 2. 略 3. 預金の解約、書替継続</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>(1)</u> この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当金庫に提出してください。</p> <p>以下略</p>	<p>1. 2. 略 3. 預金の解約、書替継続</p> <p><u>(1)</u> この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</p> <p><u>(2)</u> この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当金庫に提出してください。</p> <p>以下略</p>

●自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

改定前	改定後
<p><非自動継続型></p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第1項により満期前に解約する場合には、その利息は（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。</u></p> <p>以下略</p>	<p><非自動継続型></p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) <u>この預金を定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。</u></p> <p>以下略</p>

(4) 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化

●総合口座取引規定

改定前	改定後
<p>1～17 略</p> <p>18. (成年後見等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>以下略</p>	<p>1～17 略</p> <p>18. (成年後見等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。</u></p> <p>以下略</p>

3.電子化開始日・規定改定日

2020年4月1日